

平成 27年度 熊本市障害者施策推進協議会

1 開催日時

平成 28 年 2 月 12 日 (金)

10 時 00 分～

2 会場

熊本市役所 14 階大ホール

3 出席委員(順不同)

委員名

相藤委員、一門委員、川村委員、熊川委員、興梠委員、潮谷委員、高橋委員、田中委員、多門委員、勝本委員、中山委員、日隈委員、本田委員、井上委員、松村委員、丸住委員、丸谷委員、宮田委員、吉田委員

4 欠席者

委員名

相澤委員

5 議事次第

1.開会

2.議事

(1)「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画(第3期)」に関する施策の実施状況等

(2)桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について

(3)その他

・重症心身障がい児等在宅支援について

・障害者差別解消法にかかる各種取組みについて

6 配布資料

・次第

・委員名簿

・席次表

・資料 1 熊本市障がい者プランに関する施策の実施状況について

・資料 2 熊本市障がい福祉計画(第3期)の進捗状況について

・資料 3 重症心身障がい児等在宅支援について

・資料 4 障害者差別解消法にかかる熊本市の取組について

- ・資料 5 障害者手帳所持者数の推移
- ・正誤表(資料1)
- ・桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について

1. 開会

■事務局

まず始めに資料の確認からさせていただきます。

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・(資料3)重症心身障がい児等在宅支援について
- ・(資料4)障害者差別解消法にかかる熊本市の取組について
- ・(資料5)障害者手帳所持者数の推移
- ・資料1の正誤表
- ・桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について

この8点を配布しています。

また、事前に送付させていただいた資料といたしまして、

- ・(資料1)熊本市障がい者プランに関する施策の実施状況について
 - ・(資料2)熊本市障がい福祉計画(第3期)の進捗状況について
- の2点です。

ただ今から平成27年度熊本市障害者施策推進協議会を開催したいと思います。はじめに障がい保健福祉課長の山崎よりご挨拶を申し上げます。

■事務局(山崎課長)

みなさま、おはようございます。障がい保健福祉課の山崎でございます。本日は大変お忙しいなか、この障害者施策推進協議会にご参加いただき誠にありがとうございます。また、日頃から障がい福祉の様々な業務の実施にあたりまして、ご協力、ご指導いただき重ねて御礼申し上げます。

昨年の会議は主に障がい者プランの見直しをメインにご協議をいただいたかと思いますが、今回は改定前の障がい者プランの平成26年度の実施状況についてご報告いたしました後、新規の事業その他についてご説明をさせていただきたいと存じます。

障がい福祉をめぐる関係につきましても、ご存知のように障害者総合支援法の3年後の見直しが現在進められており、だんだんと姿を現しているところでございます。そういったなかで、私どもも新しい制度の体制について、その準備に取りかかる必要がありますが、皆様方におかれましては何かとご協力をお願いすることもあろうかと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は遠慮なくご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■事務局

委員の変更についてご報告いたします。

今回の会議より、2つの団体でご推薦の委員に変更がありました。まずは、熊本市社会福祉施

設連合会からのご推薦の委員が、勝本映美様に変更となりました。次に、熊本県障がい者支援課からのご推進の委員が、井上康男様に変更となりました。以上、お二人の委員にご就任いただきましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は相澤委員からご欠席との連絡をいただいております。

それでは協議会の議事に移ります。これからの進行は相藤会長にお願いします。

2. 議事

(1)「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画(第3期)」に関する施策の実施状況等について

○相藤会長

議事に入ります。「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画(第3期)」に関する施策の実施状況等について、事務局より説明をお願いします。

■事務局

(資料1、資料2を用いて事務局説明)

○相藤会長

ありがとうございました。先ほどもお話がありましたように、熊本市の障がい福祉計画は第4期に入っております、約1年が過ぎようとしています。そういう意味では課題とされている部分は、第4期におおかた反映されているものと思います。今の説明に対して、何か質問等がありましたらお願いします。

○熊川委員

お尋ねしたいことが沢山ありますが、A型と計画相談の2つに絞ってご質問します。まずは資料2の3ページなんですけれども、予想されていたとはいえ、ついにA型の利用者の割合が50.7%ということでB型と逆転したということが書いてあります。このA型の利用者の割合というのは全国的に見ると20%、要するにB型が80%ということになっているようです。人口割りましたA型事業所の割合というのは、今の統計では熊本県が全国1位ということで、熊本市だけの現象だけではなくて県全体の特徴とも言えるんですけれども、A型の利用者数がB型を上回っているという減少は、おそらく他県に例を見ないのではないかと思います。利用者の収入面を考えると、この逆転現象は非常に好ましいと思いますし、全国に対しても誇れる状態にあると言えるんですけれども、少なくとも設定した目標値とはかなりずれてきていたと。このバランスについて市としてどう捉えていて、第4期計画にも踏み込んで何か対応を検討されているのかというのが1点。

それから計画相談はサービスの利用にあたって非常に大事な入り口ですけれども、いよいよ対

応できる事業所がなくなってきているというのはご承知のとおりだと思います。私達事業所も市外の相談支援事業所に頼らざるを得ないという状況ですが、それすらも限界に近づいてきているという状況があります。資料2の16ページ、計画相談支援の平成26年度の計画値が967人に対して、実績値が750人とどまっています。ところが、平成27年度から29年度の第4期計画では、平成29年度の見込量が1,537人となっているんですね。つまり、平成26年度末実績の750人の倍以上、あと800人に対してあと3年以内で計画相談を行わなければならないということになります。今の相談支援事業所の増え方からいっても、かなり厳しいのではないかとということと、相談支援事業はなかなか採算がとれない事業なんですね。今後、事業所が順調に増えていくかは全く楽観できない状態にあるんだろうと思います。それを踏まえて、今後熊本市としてどのような対応をとっていかれるのかお伺いしたいと思います。

○宮田委員

関連してよろしいでしょうか。熊本市心の障害者家族会の宮田でございます。相談支援事業所もやっております。B型を希望しているA型については、積極的に転換をさせてほしいと5年位前の自立支援協議会でも指摘をしておりました。その後、熊本市がB型の指定を増やし始めるまでに2年半くらいかかりました。その時点で既に分かっていたんです。なぜ遅れたかということについての、行政的な理由をぜひここで出していきたい。その遅れのようなことが、今後起きないようにということをお願いしたいと思います。

それから相談支援については、実態を言いますと1人100名位が多分その方の物理的な力量の限界だと思います。私が今、135人位もっています。うちの事業所の相談員があと2人、それぞれ145人と150人近く持ってます。そうしないと賃金が出せないんです。ですから、この問題は熊本市というよりも、そもそも給付の問題であるというふうに考えます。それから相談支援の中身自体も、高度な質を求められるものと比較的簡単にできるものと、2極または3極に分かれているということを理解していただきたい。通常一般相談が受けうるであろう相談も計画相談支援事業所が受ける例があります。制度が新しいのでどういった住み分け又は連携が必要なのかは、これからの課題でもあると思います。一般相談支援事業所との連携というのが、正直全く見えない。事業所との連携はとれます。具体的に訪問をし、お話をし、その方の主体性をどう引き出すかということについては相互協力してやるわけですから、事業所との連携についてはだいたい見えてきたかなと思いますが、一般相談支援の活用についてグループワーク等で意見を出し合う場を設定するなど、連携の実務の具体化をぜひ図る必要があると思います。

○相藤会長

事務局のほうから、熊川委員と宮田委員の質問についてお願いいたします。

■事務局

まず、A型事業所利用の割合が50%を上回ったことについて、平成26年度の実績50.7%が出る前に第4期計画を策定したんですけれども、国の指針に従って50%を目標にしておりますが、結果を見てみるとその目標は達成していたといった状況でございます。熊本においてはA

型事業所の数が近年飛躍的に伸びて、必然的にこういった結果になっていると考えています。ただ、B型の必要量の見込みについても今後増加する予定ですので、概ねこの数値でいくのではと考えております。

B型転換への遅れについてですが、B型についてはもともと総量規制という制度もございまして、その枠の中で指定をしてきております。結果としてそのようになったのではないかと考えています。

○宮田委員

熊本県がB型をこれだけ作りますよという計画を厚生労働省にあげたからです。その時のB型移行に関するアンケートの取り方が2こぶありまして、前期にB型移行したいか後期にB型移行したいか2つの曲線があるので、統計学的にその判断は誤りなんだということを熊本県には申し上げたんです。そのことを熊本県が無視したから、皆さんの責任ではないんですけど。その後も実態的にB型の必要性は非常にあったということで、当時の課長にさんざん申し上げましたが今のようなお答弁だったんです。そこは熊本市が、実態はそうではありませんと厚生労働省にきちんとあげなければならぬ、あげた上で実態と比較してどうなのか、他県と比べてなぜ熊本県が多いのか、結果としてA型漂流という実態が生まれているんです。1つ目3ヶ月、2つ目3ヶ月、3つ目3ヶ月、4つ目は病院なんですよ。病院に一旦入ったら、A型に対する恐怖感が生まれますからなかなか復帰できない。しかしB型に行くには、これまでA型に行っていた関係で、自分としては納得できないというようなことがあるんです。そういったことを相談支援の中で沢山見てきております。そんなに簡単にいくものではありませんので、B型転換をせよということではありません。やはり実態をきちんと知って、当事者が一番求めているものは何か、あなたの今の力量でA型にいけるのか、A型の今の質がどの程度のもので、特に精神障がい、発達障がいの人を維持継続的に受け入れる体制があるのかどうか、そういうことも含めてとても難しい問題なんですよ。その認識をきちんとしておいていただきたいということです。

■事務局

A型の件に関しましては、今のところ言えるのは以上でございます。それから計画相談ですが、確かに相談支援事業所がいっぱいいっぱいだという話は以前から聞いておりまして、新規指定の勧奨も行っているところで、少しずつ新規事業所が増えてはきているところです。そういった中で計画相談をする枠についても、当課のほうで手を打つ必要があると考えているところです。まだお話しはしていませんけれども、障がい者自立支援協議会の相談部会等にもご相談させていただきたいと考えているところです。いずれにしろ今の体制では対応できないということですので、皆様のお知恵を頂きながらこの状態を改善していきたいと考えているところです。

○相藤会長

よろしいでしょうか。

○中山委員

難病団体の中山です。

資料1の19ページ、障がい者雇用事業所への支援で契約の際の優遇があるとありますが、これは手帳所持者だけが対象となるんですよね。障害者基本法上の障がい者ではなくて、手帳を持っておられる、いわゆる法定雇用率に入る人のみを対象としているのか、今後手帳を持たない障がい者も雇用枠として見ていただけるのか。これは、発達、難病者雇用の助成金があるので、そういう人達をきちんとカウントできるという環境はあります。そういう人達を含まないという現状は障害者差別解消法にも関わってくるのではないのでしょうか。特に公共工事ですから、手帳を持たない障がい者まで広げていただけるという熊本市の優しさを、ぜひご検討いただきたい。

次に、計画相談ですけれども、高齢障がい者の問題で、施策として介護保険と福祉サービスの相互利用ということで打ち出されてきています。精神科に入院している高齢の方で退院できる人数の推定が出されていて、去年熊本市では82人だったと思います。これは特に介護保険の要介護1と未満の人で、多くの方が要介護3以上ではなかった。このことを踏まえると、今後高齢障がい者に対するサービスという部分も検討材料になってくると思いますので、次の計画の中に是非とも織り込んでいただきたいと思います。

3つ目です。難病も発達障がいも学校教育の中で、先生方の教育に関しては本当によくやっていたらいいと感じておりますが、これがPTAになるとそうではないと。特に私が申し上げたいのは、障がいのある子を育てる家庭にはシングルの方も多くて、働きながらそういった子どもさんを抱えていると。学級委員とか、転校してきてすぐとかの中にも特別支援学級の生徒は少ないんですよ。役員がまわってくる率が高いけれども、学校の先生方はPTAには手を出せないというところがあるので、場合によってはまた転校せざるを得ないようないざこざが起きたり。そこで教育委員会と熊本市は別組織だからと言われたらそれまでですが、PTAに対しての啓発ということも計画の中に少し入れていただきたいと思います。

○宮田委員

12点ありますけれども、時間がありませんので2つだけ。1つはおでかけパス券の存続の問題。これは私は絶対反対です。そもそもこの施策を出してくるご自身が、既に3つの誤りを含んでいます。1つ目は発想が貧困であるということ。福祉都市を目指すのであれば、本来は5%削減の対象にすべきではない。福祉施策と熊本市政全体との位置づけの問題です。それから予算上の不平等があります。一方では箱物型の大盤振る舞いの予算を使って、そのわずか何%にもならないようなものを削ると、しかもおでかけパス券をなくすことによって、特に精神障がいや発達障がい、視覚障がいの方は大きく影響を受けるわけで、その方々の社会参加の機会を失う、ひきこもりからの脱出を試みるということについて、実際できないということになると医療費が増えます。増えた医療費のほうが圧倒的に大きくなることは、経済循環を見ても明らかです。それから3つ目の誤りです。いきなり、そうなりましたと聞かされることは、障害者権利条約の一番の基本理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という発想から逸脱していますので、障害者権利条約に抵触するのではないかと。しかもその後作られた障害者差別解消法についても、抵触する恐れがありますので、まず存続をするという方向でやっていただきたいと思います。

もう1つは、精神障がい者の家族のことですけれども、自ら語る活動の重要性というものをぜひ

推進していただきたい。13 ページや 18 ページの活動については、今後も続けていただきたいと思っておりますが、もう一步踏み込んで当事者が経験を語ることの重要性を、施策の中にもっと反映させていただきたいと思っております。先日、精神のほうの協議会で熊本市から配布された資料の中に、長期入院者の地域移行について経験談を活用するというのが項目の中にあげられていました。これは非常にありがたいことですし、全くそのとおりだと思いますが、いかにそれを引き出していくのかについて実務的なレベルではそんなに簡単にいかないんですね。そこをご検討を今後お願いしたいと思います。現在、言語行動論という考え方で、言葉を使う、コミュニケーションをとるということが、精神や発達、知的障がいの方への大きな力になるという理論も出てきております。そういうものを早く導入して、施策の中に反映させていくということができれば非常に有効なのではないかと思っております。

○相藤会長

ありがとうございました。

時間の関係もございますので、この後ファックスか何かで受けていただくということで、ここでは少し短縮をさせていただきます。よろしいでしょうか。事務局のほうで何かありましたら、お願いします。

■事務局

まとめて回答させていただきます。

2. 議事

(2)桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について

○相藤会長

それでは、次の議事にまいります。桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について、説明をお願いします。

■MICE 推進課より説明

○相藤会長

委員の皆さん方は、団体の方々にもアンケートについての周知をお願いしたいと思います。これも含めまして、何かありましたら後日ファックスでお送りするということによろしいでしょうか。

○宮田委員

これも、作りますよありきで出されても。洗面器を作りました、その中に何を入れますかということなんですよ。この中には福祉関係の施設がないじゃないですか。ウエルパルや希望荘もありますけれども、私はこの機会に各団体の事務所等が入るようなものを作っていただきたい。四日市

市の 50 万都市でもありますよ。それから仙台市は福祉プラザという高層ビルもあります。東京は飯田橋の駅の真上にあります。障がいのある方は行くということ自体がまず大変なんです。そういうことの打診が一切なかったのか、あるいは審議員の中におられたけれどもそのことに思い及ばなかったのか分かりませんが、私達抜きに私達に関わる生活の問題、しかもこれから 50 年、60 年使う施設に私達が一切入らないで設計されたということに対しては、非常に違和感を覚えます。言ってもしょうがないことですが、これは言っておかないと。これから 100 年後また熊本市が新しいものを作り直すときに、そういう姿勢では困るということ。障害者権利条約あるいは熊本県の条例、障害者差別解消法の合理的配慮が欠けていたのではないかという評価を申し上げたいと思います。

○相藤会長

このMICE計画の中で、事前にアンケート等を実施されたということはあるのでしょうか。

■MICE 推進課

今まで、障がいのある方と特定をせずに、熊本市の色々なところにアンケートをお配りして実施したところでございます。また、懇話会やワークショップ等色々なところで、意見を吸い上げる形は取ってございましたけれども、今言われましたように、障がいのある方等の特定の方向けには取っていませんでしたので、その点に関しては申し訳ありませんでした。今までは設計がぼんやりとしていて、部屋数等も定まらない状態でありましたけれども、今回詳細設計にあたりましてぜひともご意見をいただきたいと思います。今からであれば色々な変更がききますので、今回お願いにお伺いしたところでございます。

○多門委員

城彩苑のときは、設計図の前の段階で私ども障がい者呼んで会議がございました。各方面の障がい者団体から意見聴取がありましたが、一部の障がいのある方からは出来上がった時に、希望どおりに出来ていないとの不満が出ました。それと、ウェルパルクまとは鉄骨の枠組みが出来た後に意見を聞かれ、階段の手すりを両側につけて欲しいとお願いしましたが、もう変更はききませんと言われました。トイレについては、ベニヤ板で仮のものを作って希望荘で業者がボタンやトイレの位置はこれでいいか確認がありました。トイレに座って、右の壁のボタンを押す時に、壁から 15cm だしてボタンをつけていただかないと、握りバーをつけると壁が奥になって座ったままで手が届かないし、手洗い場があるとボタンが押せないんですよ。そういうことを伝えたら、もう枠組みができていますので変更できませんと。

枠組みが出来上がって内部のインテリアだけを考えるのではなく、枠組みが決まらないうちにぜひ聞いていただきたいと思います。

■MICE 推進課

民間施工の部分でございますので、我々として最初の段階から障がい者の方のご意見を聞いて作っていくということができなかったということがございます。今言われましたトイレの位置等、ま

だ今の段階では我々もどこにつくかがはっきりしなかったというのが実際でございます。だいたいの基本的な考え方、設置場所が分かりましたので、ボタン等の配置場所を含めましてワークショップ等は考えさせていただきたいと思えます。付けて届かないというようなことがないように、これからはできるだけご意見をお聞きしていきたいと考えておりますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

2. 議事

(3)その他

○相藤会長

それでは(3)その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

■事務局

(資料3、4を用いて事務局説明)

○相藤会長

ありがとうございました。重症心身障がい児の在宅支援については色々な団体の方々からも意見があるかと思えます。先ほど申し上げましたように、ご質問等ありましたら事務局まで提出いただきたいと思います。

■事務局

事務局から委員の皆さんへお伺いしたいことがありまして、ご説明をさせていただきます。この会議の会議録の決定方法についてです。市で定めております市民参画と協働の推進条例で、審議会が終了した後に会議録を作成して公表することとされておりまして、これまで会議録につきましては、市のホームページ等で公表をしてきたところです。今回、審議会の会議録について記載すべき内容、もしくは会議録の決定方法に関する基準が定められまして、会議録の決定方法については、原則として審議会等での承認を受けることとなっておりますので、この場を借りて会議録の決定方法を決めさせていただきたいと思えます。事務局の案としましては、従来どおり会議終了後に事務局で作成した会議録を委員の皆さんに内容確認していただいた後、承諾を得たということでホームページ等で公表させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○井上委員

後でファックス等で集まった意見等については、どんな取扱いをされる予定でしょうか。

■事務局

今日の議事の中で出た質問等と合わせて、ファックスやメール等でいただいたご意見についての回答も公表させていただきたいと思えます。

○相藤会長

これまで通り、事務局で作成されたものを郵送でいただいて、それを確認するという決定方法でよろしいでしょうか。また、質問や意見等がありましたら、1週間後の19日までにファックスやメールで事務局までお送りいただきたいと思います。次回からはファックス番号を記載した質問用紙を机上にご用意いただければと思います。

■事務局

次回からそのようにいたします。

○相藤会長

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉会

■事務局

相藤先生、ありがとうございました。次回平成28年度の会議は今年の夏頃を予定しております。事前に日程調整の依頼をさせていただき予定ですので、よろしく願いいたします。

これもちまして平成27年度障害者施策推進協議会を終了いたします。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。